

第5回土地家屋調査士ガイダンス報告

令和4年3月26日13時30分から、ウインクあいち(愛知県産業労働センター)において、日本土地家屋調査士会連合会中部ブロック協議会と東京法経学院名古屋校の共同開催による『土地家屋調査士ガイダンス』が行われました。

ガイダンスは3部制で、第1部 資格取得者への説明会(試験制度、予備校講座、受験勉強に関する心構え、合格者の特徴等)、第2部 開業希望者への説明会(開業者の体験談)、第3部 個別相談会が行われました。

来場者の特徴としては、これから受験をされる方よりも、既に試験を合格している方の参加が多いようでした。

個別相談会は、おもに開業に関する相談でした。大まかな内容としては、①開業と現在の就職先との兼ね合い、②一般業務の受託・営業方法、③嘱託業務の受託・営業方法、④業務の習得方法でした。

個別相談を受けながら、相談員である私も自分のことを顧みながら答えることも多くあったため、その内容を書き留めておきたいと思います。

事例：土地家屋調査士業務を未経験の者が現在、測量会社に勤務しているが、社内独立が可能であるか？

あくまでも私見であるが、模範解答をだすのであれば、土地家屋調査士としての職務の独立性が担保されれば問題ないと答えるところでしょう。しかし、その実現の可能性はどうなのでしょう。

給料や経営資源を土地家屋調査士でない測量会社が握っている場合に、測量会社と土地家屋調査士は見解の相違がある場合に、土地家屋調査士としての職務の全うが可能なのでしょうか。



挨拶する梅村会長

できないのであれば、独自に事務所を構えなければならない。そのため、妻子があり、会社からの給与で生活している相談者が、開業資金と経営が軌道に乗るまでの無収入期間への不安・リスクは、開業・登録前からの準備として当然負うべきものです。

しかし、受験者増や登録者増が叫ばれている中で、愛知県土地家屋調査士会としてサポートできること、例えば事務所のM&A(廃業事務所と新規登録者のマッチング)等、検討の余地はないのでしょうか。

受験者・登録者増に向けて、資格の認知度の向上が叫ばれていますが、次に求められるのは、開業支援ではないかと感じました。

告知!!
どんな仕事なの? どんな試験なの? 勉強はどうするの? 開業はどうするの?
と懸念しているあなた! ぜひ参加してください! あなたの悩みを解決します!

土地家屋調査士 ガイダンス 第5回 開催決定

土地家屋調査士を目指す
あなたを全力で応援します!

参加費 無料!

日時: 2022年3月26日(土) 13:30~
場所: ウインクあいち(愛知県産業労働センター)11階・1103会議室
名古屋市中村区名駅4-4-3B
内容: 【第1部】資格取得希望者への説明会(13:30~)
【第2部】開業希望者への説明会(14:30~)
【第3部】個別相談会(15:30~)

お問い合わせ先
◎日本土地家屋調査士会連合会 Tel. 052-586-1200
中部ブロック協議会事務局(告知部) Fax 052-586-1222
◎東京法経学院 Tel. 052-582-1161
名古屋校 Fax 052-582-9988

(企画広報部理事 佐野 潤)



(左) 第 2 部で講演する中島広報副部長

(下) 第 3 部個別相談会の様子

